

永平寺町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第8号

永平寺町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年規則第119号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に、「様式第1号」を「施行規則第131条の2の2第4項、第131条の3第4項、第131条の3の2第6項、第131条の4第5項、第131条の5第5項、第131条の6第5項、第131条の7第4項、第131条の8第4項、第131条の8の2第4項、第140条の24第5項、第140条の25第5項及び第140条の26第5項」に改め、同条第2項中「第115条の11第1項」を「第115条の12第1項」に改める。

第3条中「法第78条の5」を「法第78条の5第1項」に、「第115条の14」を「第115条の15第1項」に、「施行規則第131条の10第1項」を「施行規則第131条の13第1項及び第140条の30第1項」に、「様式第2号」を「施行規則第131条の13第5項及び第140条の30第5項」に、「様式第3号」を「施行規則第131条の11の10第2項、第131条の13第5項、第140条の28の3第22項及び第140条の30第5項」に改める。

第4条中「法第78条の7」を「法第78条の8」に、「様式第4号」を「施行規則第131条の13の2第2項」に改める。

第6条中「法第78条の10」を「法第78条の11」に、「第115条の18」を「第115条の20」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

(参考)を削る。

様式第2号から様式第4号までを次のように改める。

様式第2号 削除

様式第3号 削除

様式第4号 削除

様式を次のように改める。

様式 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。